

# 出 会 い の 森

玉津小学校便り No. 8

(令和3年11月2日発行)

玉津小学校

検 索

※ホームページもぜひご覧ください。

**We are One! 全力・笑顔・感動・感謝! ~運動会~**

校長 坂元 裕則

木枯らしが吹き、日一日と秋が深まっていくようです。保護者の皆さま、地域の皆さまにおかれましては、子どもたちへの心身の健康維持と励ましを続けていただき、心より感謝申し上げます。おかげさまで、2学期も半分以上が過ぎ、子どもたちはまだまだ終息しないコロナ禍の中、日々の感染予防対策に注意しながら、明るく元気に学校生活を送ることができています。



晴天に恵まれた10月22日、本校の運動会を無事終了することができました。昨年度に引き続き、コロナ禍の影響を受けた運動会ですが、子どもたちは期待通りの頑張りを見せてくれました。リレーではそれぞれの学年のレベルに応じた全力疾走、バトンパスなど見ごたえのある場面がたくさんあったように感じます。特に“声を出さないバトンパス”は子どもたちにとって難しかったのではないのでしょうか。しかし、その課題を見事に克服して、見ごたえのあるバトンパスや最後まであきらめない気持ちが見ている

側に伝わり、感動しました。団体演技では、子どもたちの“やる気”と“心をひとつに”が前面に押し出され、完成度の高い演技となりました。ここでも“声を出さない”コロナ対策での演技を行いました。演技に声を出さないのはとても辛いものです。特に踏ん張りどころやアピールする場面では声は付きものです。しかし、声を出さずに心の中で気合を入れて演技を行う姿や会場の皆さんに深々と礼をするシーンなどは、気持ちがしっかりと伝わってくるものがあり、涙が溢れました。真剣な眼差し、笑顔、きびきびとした動き……。全力でやり遂げた子どもたちは本当に立派でした。

今回の運動会は、最高学年である6年生が下級生をリードし、競技の運営や応援などを全力で行ってくれました。学校の顔である6年生が自覚と責任を持って運動会という場面でこのように活躍できたことは、今後の日常生活につながるものであったと思います。いや、実際につなげてこそ、本物の6年生です。下級生から「あのような6年生になって、私たちががんばりたい!」と良き目標となる存在になり、下級生も6年生に負けず、自分たちをさらに伸ばす学年になってほしいと願っています。



子どもたちの感想の一部を紹介します。

『自分の姿勢は下級生に伝わったろうか。伝わってればいいな。やっぱり努力ってすごいなと思った。努力すればできるんだと思った。みんながひとつにならないとできないもの。この仲間たちがいたからこそできた。この仲間と一緒にできてよかった。このクラスでできてよかった!』

## 11月1日 心と心をつなぐあいさつ運動

朝夕めっきりと冷え込み、秋の深まりを感じる季節となりました。昨日は、早朝から「心と心をつなぐあいさつ運動」にご協力いただき、本当にありがとうございました。

玉津小学校の子どもたちは、普段からしっかりとあいさつをする子どもが多いのですが、保護者の皆様や地域の皆様が温かく子どもたちに挨拶の声をかけてくださるおかげと感謝しております。

11月1日は、休み明けの月曜日でしたが、皆様方に見守られながら声をかけていただくと、子どもたちは大変う



れしそうな顔になり、元気よく登校してきました。登校班の集合場所や通学路には、保護者の皆様や本校教師が、校門前では、PTA 本部役員の方々や校長・教頭がそれぞれ立ち、子どもたちとあいさつを交わしました。

子どもたちの明るい声が、朝の冷たい空気を一瞬で変え、やる気いっぱいエネルギーを感じました。



## 2 学期末から 3 学期はじめ（冬季休業）の日程について

|                |         |         |         |
|----------------|---------|---------|---------|
| 12月15日(水)      | 地区別児童会  | 1月7日(金) | 3学期始業式  |
| 16日(木)         | 個別懇談会   | 11日(火)  | 3学期給食開始 |
| ~21日(火)        |         |         |         |
| 21日(火)         | 2学期給食終了 |         |         |
| 23日(木)         | 2学期終業式  |         |         |
| 24日(金)~1月6日(木) | 冬季休業    |         |         |

## 児童虐待防止推進月間（体罰等によらない子育てを）

11月は児童虐待防止推進月間です。

児童相談所への児童虐待の相談件数は年々増加し、この中には、「しつけ」と称した暴力・体罰が、深刻な問題を引き起こす事例も発生しています。こうしたことを踏まえ、令和元(2019)年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2(2020)年4月1日から施行されました。

体罰は子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに影響を及ぼしてしまう可能性があります。全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

子どもの権利が守られる体罰等によらない子育て社会を実現するため、一人ひとりが意識を変えていくことが大切です。もし、子育てに迷ったら一人で悩まず、関係機関に相談しましょう。